

：特に家計への影響

- ・課税により低所得世帯に生じる負担は、炭素トン当たり2,400円程度の低率の環境税の場合、例えば、収入に占める光熱費とガソリン代の割合が、課税前の9.3%から、課税後に9.5%となり、0.2%増加（月額換算約177円）すると推計された。
- ・課税による逆進性の問題について、税で軽減等可能な範囲で逆進性の緩和に配慮した上で、さらに、必要に応じて他の対策を含め政策全体での配慮を考えるのが適切である。

4. 既存エネルギー関係諸税との関係

○ いわゆる炭素税（環境新税）と既存エネルギー関係諸税との関係

炭素に価格をつける炭素税という考え方が重要。炭素税への道筋は様々考えられる。

- ・環境税については、租税として具備すべき公平な負担、安定した税収等の側面と、炭素に価格をつけるという政策手段としての側面の両方が重要である。低炭素化促進の観点から、政策手段として、税制を用いて炭素に価格をつけるという考え方の重要性について、正当性が認められてきていると考えられる。
- ・理念型としてはピュアな炭素税（炭素含有量に比例した税率の税）がベストであることを共有する必要がある。既存税の税率の上げ下げだけでは、メッセージとして明確ではなく、さらに、アナウンスメント効果も期待すれば、炭素税が最も効果的である。
- ・炭素税の具体化への道筋を考えていく中で、現実に炭素税をすぐに導入することが難しいのであれば、既存税をどうリフォームしてそういう理念型に近づけていくか、という問題意識から様々なオプションについても幅広く議論していく必要がある。
- ・つまり、税制のグリーン化の観点から、既存エネルギー諸税を活かしながら、これに環境税制（炭素税の導入又は既存エネルギー諸税を活用した税率の変更）を加えた合計の税率を、炭素含有量に応じた税率体系の純粹炭素税に近づけるアプローチも考えられる。例えば、まず、道路特定財源制度の廃止の際には、環境配慮を前提として、暫定税率を含めた税率体系を維持する。次いで、その上で、諸外国における取組を踏まえ、石油石炭税等も含めた既存エネルギー諸税全体のグリーン化について検討し、排出量取引制度や協定などの他の政策手段と組み合わせて、環境税制を導入し、全体として炭素含有量に応じた体系へと作り上げていくことも一案である。

○ 道路特定財源とされてきた税の温暖化対策としての役割・効果

既存の道路特定財源を環境関連税制として見た場合、環境保全の観点からは、少なくとも現行の税率水準を維持することが極めて重要である。

- ・ 暫定税率を含めたガソリンなどの税率の在り方については、本年5月13日に閣議決定された「道路特定財源等に関する基本方針」に基づき、ガソリンなどに課税することでCO₂の排出を抑制し、地球温暖化対策に取り組んでいる国際的な動向等を踏まえて、今年の税制抜本改革時に検討することとされている。この方針を踏まえれば、暫定税率の水準を引き下げるべきではない。
- ・ 揮発油税、地方道路税、軽油引取税の税率が下がればガソリン・軽油の消費を刺激することになるため、温室効果ガスや汚染物質の排出抑制という揮発油税、地方道路税、軽油引取税の持つ効果は弱くなる。
- ・ 2009年から揮発油税、地方道路税及び軽油引取税の暫定税率を廃止した場合、2009年から第一約束期間終了時の2012年までの平均で、年間約720万トンの排出量が増加するとの試算が得られた。
- ・ 道路特定財源を一般財源化するに当たっては、環境への配慮からして、暫定税率を維持することの重要性について納税者の納得を得ることが必要であり、その際、諸外国との比較をすることは有意義である。現行のガソリン等の税率を下げるということは欧州ではほとんど行われておらず、むしろ、温暖化対策等を理由に税率を上げてきている。
- ・ 今般、我が国においては、道路特定財源が一般財源化される。この時に際して、暫定税率を維持するに当たって、今後の暫定税率の課税根拠の説明に際し、地球温暖化対策の観点から、暫定税率を維持するということ、環境保全に軸足を移すということ、納税者に訴えていくことが望ましい。
- ・ なお、今のまま暫定税率を維持するにしても、道路関連環境税制として整理すべきではないか。欧州では、既存エネルギー諸税を、炭素税率の視点では不均一に課しながら、名前を二酸化炭素税、気候変動税等としている例がある。今後の暫定税率を維持するということについても、環境に資する目的で課税したということ、明確に示す工夫として、税制の名称上の工夫や、理由付けにおける工夫などが考えられるのではないか。
- ・ さらに、道路特定財源が一般財源化されると、揮発油税等の税収の用途には、これまでの道路建設だけではなく、当然ながら、環境保全も含まれ得ることとなる。自動車走行に伴う広い意味での環境損害をなくす、あるいは減少させていくような用途、例えば、人と車と自然が共生しうる環境都市づくり、緑豊かな地域づくりなどにも広く支出されることになるということ、納税者に積極的に説明することも、課税の正当性を説明する1つの根拠になり得るのではないか。